

会員各位

一般社団法人栃木県トラック協会
会長 石塚 安民
(公印省略)

「令和6年春の全国交通安全運動」の実施について

時下 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は交通安全活動に多大の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの運動を下記のとおり実施する旨、栃木県交通安全対策協議会長(栃木県知事)、全日本トラック協会会長からそれぞれ通知がありましたので、ご案内いたします。会員の皆様におかれましては、本運動の趣旨に則り実質的、効果的に推進し、交通事故防止に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 実施期間

4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)

2. 運動の重点

ア 全国重点

- (1)こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2)歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3)自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守

イ 全日本トラック協会策定実施計画

最重点推進項目

- (1)飲酒運転の根絶
- (2)追突事故及び交差点における事故の防止

3. 実施要領

- (1)中央交通安全対策会議 交通対策本部 「令和6年栃木県春の交通安全県民総ぐるみ運動」要綱
- (2)全日本トラック協会関係 「令和6年春の全国交通安全運動推進」実施計画

4. 広報活動

- (1)既配布の懸垂幕「交通安全運動実施中」の掲示
- (2)社内作成の立て看板等を事務所入口、運転者休憩室等に掲出して本運動の周知徹底を図る

5. 運転者(従業員)の安全意識の徹底

期間前及び期間中全社員を対象に交通事故防止についての意識の高揚を図り、事故の未然防止に努め、特に運行前点呼時に交通事故防止と安全運動中であることを周知する。

6. その他

- 上記3(1)(2)実施要綱及び実施計画については栃ト協HPへ掲載しております。インターネットをご利用になれない場合は、栃ト協事務局(適正化)までご連絡ください。
- 上記4(1)懸垂幕については、令和元年度に配付しております。

〔 栃木県トラック協会事務局(適正化)
TEL 028-684-5882 FAX 028-684-5889 〕

令和 6 年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和 6 年 3 月 1 5 日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和 6 年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4 月 6 日（土）から同月 1 5 日（月）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行」、「自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

— 記 —

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約 4 割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「飲酒運転の根絶」、（2）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

（1）飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るため、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、事業者等と連携した取り組み強化を図る。

（2）追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では約 6 割を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第 1 当事者となる死亡・重傷事故の約 4 割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

＜重点推進項目＞

（３）子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止

子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

（４）夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

（５）携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

（６）高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り１時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする。他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

（７）トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

（８）健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

（９）過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考 「事業用自動車安全通信」登録用 URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

4. 広報活動の推進

(1) 全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。

(2) 各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。

(3) 各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

以上

令和6年
(2024)
栃木県
実施要綱

春の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY GOOD LOCAL
とちぎ

実施期間 令和6(2024)年4月6日(土)から4月15日(月)

交通安全
スローガン 高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です

≪ 令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール ≫



最優秀賞作品
県立真岡女子高等学校 加藤 美貴さん



優秀賞作品
県立足利工業高等学校 鈴木 舞桜さん



- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



- 4月 8日(月) 自転車の安全で適正な利用強化の日
4月10日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
4月12日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
4月13日(土) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

「運動の重点」

① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と 安全な横断方法の実践

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保

- 大人はこどもに交通ルール遵守の手本を示し、信号無視や乱横断をしないでください。
- こどもが横断しようとしていたら、運転者は減速・停止し、運転者以外は保護・誘導により、こどもの安全な横断を確保しましょう。
- こどもの急な飛び出しに備え、「学校」、「幼稚園」、「保育所」等の周辺や「通学路」、「園児のお散歩コース」、「住宅街の道路」では減速しましょう。
- 通学路や未就学児をはじめとするこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動をしましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関する
ポスターコンクール」 入選作品
県立足利工業高等学校 堀越 冬羽さん

安全な横断方法の実践

- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。

② 歩行者優先意識の徹底と

「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

- S E E** (発見する) ➡ こどもや高齢者をいち早く**発見**する
- SLOW** (減速する) ➡ こどもや高齢者を見たら**減速**する
- STOP** (停止する) ➡ 危険を感じたら、すぐに**停止**する

「横断歩道は、歩行者優先」

もっと 止まれる 栃木県!!

- 横断歩道等に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。
- 運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。
- こどもや高齢者を交通事故から守るため、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関する
ポスターコンクール」 入選作品
県立足利工業高等学校 鈴木 琴葉さん

思いやり・ゆずり合いの安全運転

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手の立場に立って思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をしましょう。

一般ドライバーの方

- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
- 他の車の前方に急に割り込んだり、並進している車に幅寄せをしたりしてはいけません。
- みだりに進路変更をしてはいけません。進路を変更するときは、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。

仕事で車を使うドライバーの方

- 他の運転者の模範となるような運転をしましょう。
- 時間に余裕を持った計画的な運転を心がけましょう。

③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守


「自転車安全利用五則」を守りましょう

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

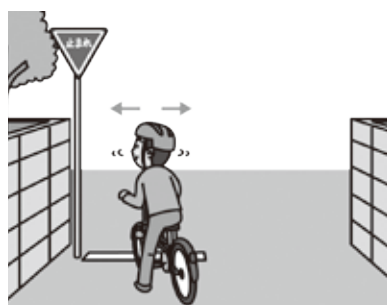


- 自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。
※ただし、道路外の施設や道路に出入りするためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときはこの限りではありません。
- 自転車が車道通行するときは、道路中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければなりません。

※ 以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合 
- 運転者が下記の場合
 - ・13歳未満の子供
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・その他車道通行に支障がある方
- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合
 - ・道路工事等で通行が困難なとき
 - ・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反となります。
- 交差点では停止線手前で一時停止し、必ず安全確認をしましょう。
- 信号無視、一時不停止違反等は危険行為として自転車運転者講習制度の対象違反です。

③ 夜間はライトを点灯



- 夜間はライトを点灯しなければなりません。
- また反射材も活用しましょう。

④ 飲酒運転は禁止



- 飲酒が自転車の運転に及ぼす影響は自動車を運転する場合と同じです。
- 飲んだら公共交通機関の利用または歩いて帰りましょう。

⑤ ヘルメットを着用

※道路交通法で令和5年4月1日から自転車ヘルメット着用が努力義務となりました。



「令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」 入選作品
青藍泰斗高等学校 猪股 結花さん

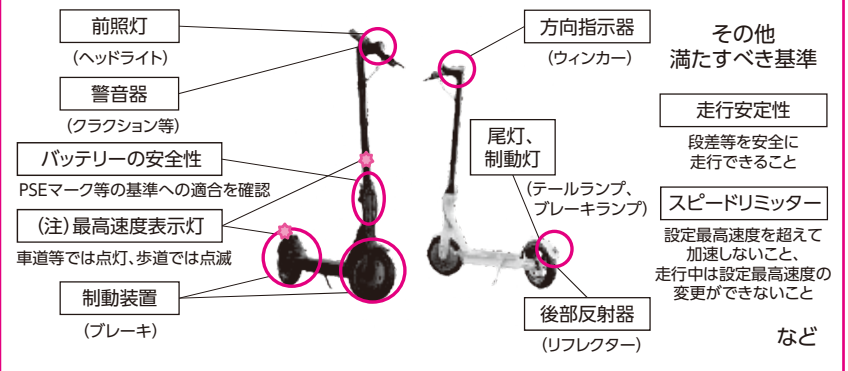
みんなでかぶろう自転車ヘルメット!!! ～ LET'S HELMET UP! ～

- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約2.6倍** (令和4年警察庁調べ) も高くなります。
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、**約6割**が頭部に致命傷を負っています (平成30年～令和4年合計警察庁調べ)。

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

特定小型原動機付自転車の保安基準項目



詳しいルールについては警察庁ホームページをご確認ください。➡



栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索